

会議の公開・非公開の別	<b>公開</b>	【開催日】令和8年1月16日（金） 【時間】14時00分～17時05分		
会議録の公開・非公開の別	<b>公開</b>	【場所】岸和田市役所 新館4階 第1委員会室 【傍聴人数】2名		
<b>【名称】令和7年度第5回岸和田市指定管理者審査委員会</b>				
<b>【出席者】○は出席、■は欠席</b>				
A 委員	B 委員	C 委員	D 委員	E 委員
○	○	○	○	○
《施設所管課》文化国際課：田宮課長、浅田担当主幹、大西職員				
《指定管理者》南海・テレ岸グループ（4名）				
《事務局》財務部：新内部長				
行財政改革課：滝石課長、三宅担当主幹、根末主任、上田主任				
<b>【議題等】</b>				
① 【公開】公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について				
② 【公開】浪切ホール及び市営旧港地区立体駐車場における施設管理運営状況についてのヒアリング				
③-(1) 【非公開】岸和田城及び二の丸広場観光交流センターの指定管理者の選定				
③-(2) 【非公開】だんじり会館及び市営駐車場の指定管理者の選定				
<b>1. 公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について【公開】</b>				
事務局より、運用指針の一部改正内容について、主な改正点を説明。				
<b>【質疑・意見概要】</b>				
委員：別紙2の参考資料での試算例に関して、仮に提案時に5年目の人件費を10,150千円で申請し、選定された場合、15万円は当初から指定管理者の自己負担となり、市が支払う対象経費は10,595千円になるということでよいか。				
事務局：試算例では5年間の人件費は各年10,000千円と同額となっているが、各年度によって仕様や状況が異なることも考えられる。5年目の当初の提案価格が10,150千円であった場合、5年目の提案価格10,150千円に対し、過年度分の変動率による増減を反映した上で、5年目の変動額を試算する。その額から当初提案価格の10,150千円の1.5%を自己負担分として控除し、自己負担額を超過している額をスライド額として反映するものとしている。				
委員：1～4年目は10,000千円だが、5年目のみ10,150千円とした場合、2～4年目の賃金上昇分も見込むため、5年目に市の負担額が生じると解してよいか。				
事務局：委員仰せの通り、5年目までの変動率を加味したうえで当初提案時の1.5%の自己負担分を控除した後の差分は、市で対応したいと考えている。				

委 員：指定管理者が提案時に人数の増減を見込んだうえでの人件費が計上されていなければ、単価の増加となると解してよいか。

事務局：基本的には提案時に5年目の人員体制が考慮されているものとし、提案時の人件費が基準の対象経費となり、変動率による増減額を年度ごとに算出するものである。

委 員：事業者から基準となる対象経費を故意に低額とした提案がされる可能性はないか。

事務局：基準となる対象経費を低額で設定し提案した場合、事業者は価格面での評価が有利となり選定されやすくなるが、市が対価として支払う指定管理料も事業者が提案した低額設定の金額となる。市は事業者の提案金額に対し、人件費の変動分のみを補填するため、低い提案額であった場合、事業者自身のリスクとなる。

委 員：別紙1の説明内容に関して、PFI法を用いて性格の異なる事業を一括して発注委託すると、受注者が複数団体となる可能性があり、管理期間が10年以上にわたるものとなることから、特例を設けるという内容と解してよいか。

事務局：PFIやDBO方式を用いて施設整備と管理運営を一括で発注した場合、発注は一括で行うが施設の管理運営は指定管理者制度を導入する事例が多い。一括発注による事業者選定時は施設整備の内容、管理運営の水準を総合的に判断し事業者を選定する。選定された事業者は自動的に指定管理者候補者となる。

今回の改正の趣旨は、PFIまたはDBO方式で管理運営を担う事業者を選定したのちに、別途、指定管理者審査委員会を開いて、管理運営を担う事業者を改めて指定管理者候補者として選定し直す手続きを省略し、当該事業の事業者選定で選定された管理運営を担う事業者を指定管理者候補者に選定するというものである。

委 員：DBOは、PFIではないのか。

事務局：PFIは民間の自己資金で施設整備を行い、整備後に整備費用及び管理運営費用を分割で行政が支払うものである。DBOは通常の施設整備と同様に行政が施設整備の資金調達を行うため、起債等発行し資金調達を行うものである。PFIとDBOでは資金調達が民か公かという点で異なっている。

委 員：PFIとDBOそれぞれに根拠法はあるか。

事務局：PFIはPFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）が根拠法となる。DBOは個別法はないと認識している。

委 員：市場化テスト法ではないのか。

事務局：市場化テスト法はDBOの根拠法でないと認識している。根拠法がないため責任の範囲の曖昧さを指摘する学者もいる。

委 員：コンセッション方式の根拠法は。

事務局：PFI法が根拠法となる。

委 員：国がDBOに関するガイドラインを出しているのか。

事務局：DBOを想定したガイドラインは整備されていると思われるが、法的根拠が確立し

ていないため、PFIのように制度整備されたものではないと認識している。

委員：あくまで地方自治法上の契約の一種ということか。

事務局：ご認識の通り。

委員：PFI、DBOの違いを比較した一覧表を作成し各委員に示していただきたい。

事務局：承知した。（当委員会中に比較一覧資料を配布）

委員長：他に意見がないようであれば、公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正について了承ということで良いか。

各委員：（賛同）

委員長：公の施設の指定管理者制度に係る運用指針の一部改正についての審議を終了する。

また次の審議に移るにあたり、B委員が退室される。

～B委員 退室～

## 2. 浪切ホール及び市営旧港地区立体駐車場における施設管理運営状況についてのヒアリング（公開）

施設所管課（文化国際課）より、浪切ホール及び市営旧港地区立体駐車場の令和6年度事業実績、令和7年度事業計画及び今後の事業方向性等について、概要を説明。

### 【質疑・意見概要】

委員：電力料金及びエネルギー料金の上昇、利用料金の改定に伴う利用者数の減少があったが、総体的に安定に向けた運営がされていると感じる。

様式11-14「施設の運営・管理に関する収支比較表」の体裁に関して、基本協定締結時の令和6年度予算額、令和6年度当初予算額、令和6年度の決算額、そして令和7年度予算額の並びであり、令和7年度予算額は提案時の令和7年度予算額が記載されている。事業者は令和6年度決算状況を鑑み、令和7年度予算を施設所管課と共に別途立てているものと考えられるが、実際の運用はどうか。

施設所管課：提案時の各年度予算額は固定されているものと施設所管課及び指定管理者も認識している。提案時に見込んだ予算に対して決算となっている。

委員：以前もこの話をしたが、施設所管課の説明通り指定管理期間中は提案時の当初予算は固定されているという前提でよいか。

事務局：委員仰せの通り、提案金額に基づき事業者が選定されているため、変更に合理的な理由がない限りは提案金額を指定管理料として定めるものとしている。

委員：合理的な理由とは。

事務局：リスク分担に基づき市が補填する場合がある。しかし基本的には提案金額を指定管理料としている。

委 員：光熱水費の増加はあるものの、消耗品費等でバッファーを設けることができる制度と感じる。従前から営利企業とは異なる点と思うところ。

事業報告書 P31 浪切ホール・立体駐車場の収支状況の（2）企画事業に関する収支状況【支出部門】で、友の会事業経費について「新たな会員の仕組みが浸透してきたこともあり、会員に対して公演情報などをお送りするメールマガジンの送信件数が増加しました。」と記載がある。新たな会員の仕組みについて教えてほしい。

指定管理者：指定管理開始時は、友の会会費を一般会員 3,000 円、法人会員 1 万 5,000 円とし、友の会を運営してきた。会費 3,000 円の負担が大きいという会員の声を受け、友の会に入会・更新しやすい価格帯として、一般会員の会費を 1,000 円と 2,000 円に区分した。どちらの価格帯もメールアドレスを任意で登録すると、メールマガジンを配信する仕組みとなっている。区分の大きな違いは、会費 1,000 円の一般会員はメールマガジンに登録しないと情報を入手できない状況に対し、会費 2,000 円の会員は、年配のお客様の入会が多いのだが、パソコンやスマートフォンに不慣れな方が多く、情報誌を届けられると、安心であるという面から毎月郵送している状況。一般会費は価格帯を見直すことで、入会・継続しやすい仕組みを導入し日々会員数を増やす努力をしている。法人会員は、会費を 15,000 円から 10,000 円とした。

委 員：概ね目標を達成したと説明があったが、1点目は事業の後半戦に向けて重点的な取組みをどう考えているか。2点目は令和 4 年度から指定管理業務を行う中で利用者の属性の変化を捉えているか。3点目は 2024 年度の事業でブロードウェイミュージカルが赤字となった要因は何か。4点目は利用者アンケートにおける施設の状況に対するご意見に対する対応状況について、それぞれご教示されたい。

指定管理者：1 点目の後半戦における重点的な取組みは、市川團十郎氏の公演実施が予定されている。それ以外の事業は子どもに対する事業としてワークショップ、子育て世代向けの安価なクラシックコンサートを実施予定である。

2 点目の利用者属性の変化に関しては、利用者が年配の方となる公演が多かった。昨年度は若い年代向けの集客を目的としたアイドルの公演を実施し、若い世代に来ていただいた。子ども向けの事業等も行いながら、若年層の集客を目指し、事業を企画している。

3 点目のブロードウェイミュージカル クラスアクトは著名人に出演いただき、他事業と同様に広報を実施したものの、コア層向けの公演だったのか伸び悩んだ。今後、演劇関係の公演時は客層を検討したいと考えている。また、公演情報をいかに広く世間に展開できるかを考え、SNS の活用や、類似公演を行う他館と相互に協議し、チラシ配布等で連携することで、公演情報が少しでも多く人目に触れる機会を作っていくみたいと考えている。

4 点目の利用者アンケートに関しては、特にトイレに関するご意見をよくいただく。施設全体で改修すると費用がかかり、指定管理者だけでは判断が難しいため、施設所管課

と協議を重ねながらより良い施設づくりに取り組んでいる。

施設所管課：利用者アンケートで雨漏りやトイレのご意見をいただいているため、今年度屋上防水を市で発注し、現在作業を開始している。雨漏りも来年度以降必要な調査を行い対応したい。

トイレについては女子トイレに洋便器が少ないという利用者の声をいただいている。来年度から順次和便器から洋便器に変更する計画をしていきたい。予算の制約もあるため一足飛びとはいが、改善していきたい。

委 員：様式 11-11 勤務シフト表に関して、常勤職員が 1 週間 40 時間の労働時間に収まるシフトとなっており、実際に運用もされていると判断できる。

勤務シフト表の休館日に年休と記載されているが、労働基準法の年次有給休暇のことか。休館日に職員に労働義務があるのか。本来、年次有給休暇は労働義務がない日に充てることはできない。年次有給休暇を充てる場合は労使協定を結んだうえで、計画的付与という形でないと運用できない。運用上労使協定等を結んだうえで、計画的付与となっているか。

指定管理者：基本は休館日を施設のメンテナンス日としており、勤務シフト上は設備担当の職員を中心に出勤している。しかし休館日に出勤し書類作成や利用者への見積書作成、決算書作成、広報づくり等を行っている職員もあり、休館日は全員が休むものではなく、休館日であるため集中して勤務できるところもある。出来る限り休館日は職員も休むようしているが、業務の都合上休館日にも労働日として出勤している場合もある。

委 員：休館日は定休日とはならないのか。

指定管理者：毎月職員は基準とされている休暇を取得するようにしている。

委 員：休館日を労働日に充てているということか。

指定管理者：ご認識の通り。

委 員：労働日でない休館日にあえて年次有給休暇を充てているのか。勤務シフト上、労働義務がない日に年次有給休暇を充てているように見える。事業がない休館日を利用し、普段できない仕事に充てる場合は労働日かつ出勤日となる。それをあえて年次有給休暇としているのは何故か。労働日でない休館日に年次有給休暇を取得することを妨げるものではないが、取得する場合は計画的付与とする必要。社内で検討されたい。

指定管理者：弊社では休館日は職員も休日という認識ではなく、休館日も含めて労働日と認識のもとで職員間で順番に年次有給休暇を取得している。委員ご指摘の内容は理解した。表記も含め留意して対応する。

委 員：様式 11-12 指定管理者労務管理チェックリストの 3 項目に「短時間労働者について、正社員と異なる労働条件である場合には、短期間労働者に適用する就労規則を作成し …」とあるが、就労規則は就業規則の誤りであるため訂正されたい。

事務局：標準例を訂正する。

委 員：浪切ホールの運営に関して JV として業績を積み上げてきたことを高く評価する。今後

継続していくにあたり、市及び指定管理者側双方に依頼したい。

1点目は岸和田市文化振興条例と岸和田市文化振興計画との整合性が図られていないと感じる。整合していない点は、事業と施設の関係と条例との対応が計画でうまく編成されていない点である。

特に浪切ホールは観光と産業連関施設という位置付けが非常に強いと感じられるが、文化振興条例に記載のある教育、福祉との連携はどこで担っているのか。条例では市民が文化に参加する権利の記載がある。この点に対応した芸術の体験格差を解消するための政策はあるのか。また条例の各条文で社会的弱者とされる子ども、高齢者、障害者等の文化活動の充実について記されているものの、仕様書等で対応した事業が確認できない。5年前にも条例に対応した計画を策定し、計画に対応した仕様書を作成してほしいと伝えたが、浸透していない。浪切ホール、マドカホール、自泉会館それぞれの役割分担があるが、基本計画でそれぞれの展望を明らかにする必要があるのではないか。

そして基本計画を審査する文化振興審議会の委員が供給者側の人物に偏っていないか。需要者側として子どもの代表、障害者の代表、小学校と連携することを踏まえ小中学校の芸術を担当する教諭、校長会の代表、福祉施設及び医療機関の代表を委員に入らうべきと考える。現在の文化振興審議会の委員は供給者が7～8割、一般公募市民2名となっており、偏りがある。委員の定数や委員を選抜する母体の見直しが必要。そのうえで浪切ホールの事業のあり方を仕様書で精査いただきたい。

現行の事業は非常に努力され、質の高い内容となっているが、鑑賞する側、必要とする側のニーズ調査の実施の有無が見えない。提案者の善意やプロデュース感覚に依拠するのではなく、科学的なニーズ調査を実施し、事業を設計してほしい。利用者のみにアンケートを実施しても、偏った調査になりかねない。

条例に基づく計画と文化振興審議会の人員構成の洗い直しを抜本的に実施いただきたい。そのうえで浪切ホールの位置づけを示してほしい。

社会的弱者を対象とした事業は収益が上がらない。現行の運用では社会的弱者に対する事業も他の事業と同じ会計区分としており、収益性が高い事業を入れないと成績が上がらないため、単価が高く人気のある公演に流れてしまう。

芸術の体験格差が急速に拡大しているなかで、貧困家庭の子どもも芸術に触れ、青少年の職業選択の活路を開くという教育的人権の視点に対応した事業を行う場合は、指定管理料を増額する等の取組みが求められる。その意味合いから、運用指針で指定管理業務を指定事業、企画提案事業、そして指定管理者の自主事業と区分した経緯がある。この区分に留意し、次回の指定管理者募集時は仕様書を検討してほしい。

施設所管課：企画提案事業に関しては、仕様書で事業内容を定め収支を調整する仕組みとなっているため、仕様書に収益性の高い事業だけではなく、収益性の低い事業についても実施を求め、その条件を定めることが基本と考えている。しかし市側だけで事業を明確に分けることは難しい。

委 員：施設所管課だけで検討する困難さを踏まえ、企画提案事業を設けた。市がコンセプトと予算を示したうえで、指定管理者にプロジェクト企画を依頼することも運用指針上は可能である。

施設所管課：審議会の件について、現在第13期岸和田市文化振興審議会の委員として12名を委嘱し、活動いただいている。任期が残り1年であるため、次回審議会の委員を選定する際は委員のご助言もふまえ委員構成を検討したい。

委 員：私はこれまで他自治体の文化審議会の会長を務めてきたが、審議会の委員にアーティストを過剰に入れないことに常に留意してきた。芸術の供給者側ではなく、需要者側の意見を取り入れることが市町村の文化会館の役割であるため、この点を踏まえて次回の公募時は仕様書を作成する必要がある。浪切ホール、マドカホール、自泉会館の役割分担がわかる事業設計が求められる。

委員長：他に意見がないようであれば、浪切ホール及び市営旧港地区立体駐車場における施設管理運営状況についてのヒアリングを終了する。

～文化国際課及び傍聴者 退室～  
～～以下、非公開にて審議～～